

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

岩手厚生年金 事案 988

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和62年8月1日であると認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月1日から同年8月16日まで

私は、昭和45年7月にB社（現在は、C社）に入社し、同社の関連会社を数回異動した後、平成24年*月に定年退職した。

申立期間はC社から同社の関連会社であるA社への異動時期に当たるが、継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D年金基金から提出された加入者台帳記録、E健康保険組合から提出された個人台帳入力データ画面の写し、申立人から提出された退職金一時金支給明細書及び永年勤続感謝状並びにC社管理部から提出された社員経歴台帳から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務（昭和62年8月1日にC社からA社に異動）していたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和62年8月1日であると認められる。

岩手厚生年金 事案 989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年頃から33年頃まで
私は申立期間において、A県B市にあった「C事業所」に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無かった。
間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする「C事業所」は、事業主の氏名及び当時の事業所の概要等からD事業所と認められ、申立人の具体的な供述から、申立人は時期及び期間は不明であるものの、同事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、同事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和36年4月1日であり、同名簿には申立人の記録は無い上、整理番号に欠番や乱れも無い。

また、当該事業所に照会したが、申立期間は同事業所が厚生年金保険の適用を受けていない期間であるとして厚生年金保険に係る加入の届出や保険料納付は行っていないとの回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。